



不動産賃貸業を営まれている方へ

償却資産（固定資産税）申告のお知らせ



姫路市役所資産税課 償却資産担当

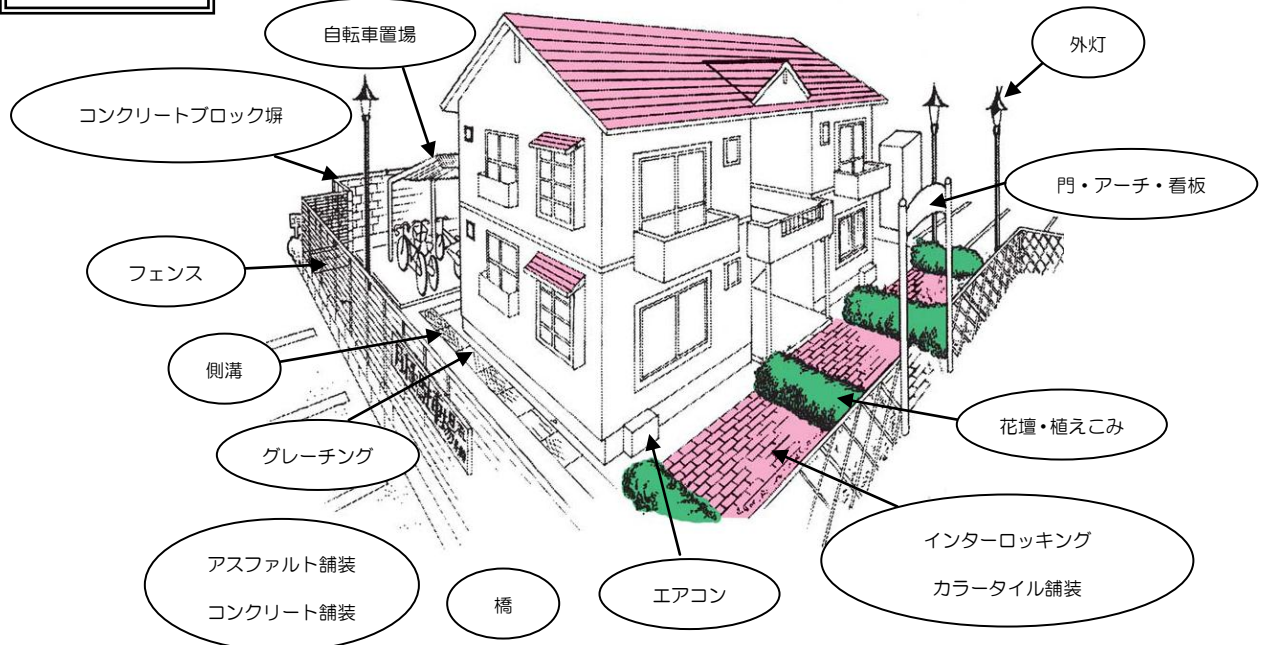
1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。共同住宅や貸駐車場などをお持ちの方にも、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただく必要があります（地方税法第383条）ので、申告書を作成のうえ、下記までご提出をお願いいたします。

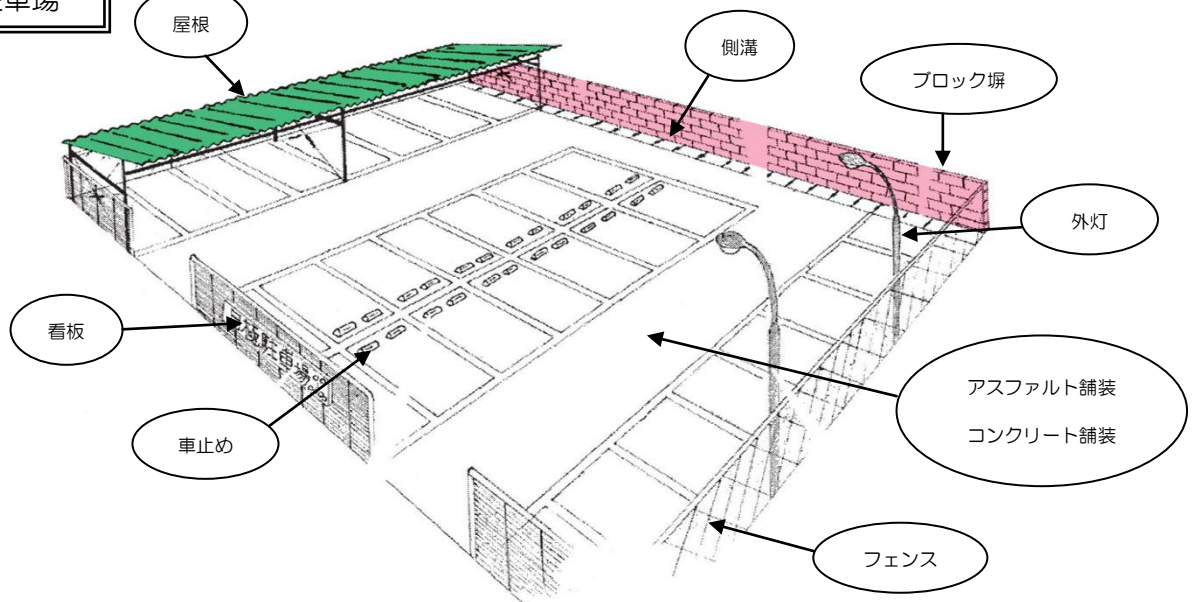
2 償却資産の対象となる資産

償却資産の対象となるおもな資産は以下に示すとおりです（建物部分は家屋として課税されます）。

共同住宅



貸駐車場



▼おもな対象資産一覧表

資産の種類	具 体 例
構 築 物	舗装路面、側溝、グレーチング、塀、フェンス、外灯、門・アーチ、植えこみ（花壇）、物置、ゴミ置き場、自転車置場、橋など
建 物 付 属 設 備	受変電設備、電力引込工事、屋外給排水設備、屋外ガス設備など
機 械 及 び 装 置	駐車装置、駐車料金精算機など
工 具 及 び 備 品	集合郵便受け、ルームエアコン、看板、冷蔵庫、テレビ、など

3 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

建物附属設備は、それぞれ家屋として課税されるものと償却資産として課税されるものに区分されます。また、貸店舗などにおいてテナントが取り付けた建築設備等（特定附帯設備）はテナント（借手）側に償却資産として課税されます。

▼家屋と償却資産との区分表

◎：申告が必要な資産 ○：申告の必要がない資産（家屋として課税）

設 備 の 内 容	家屋と建築設備等の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
受変電設備、発電機設備、蓄電池設備		◎		◎
給排水設備、衛生設備、電気設備、照明器具設備（屋内）	○			◎
給排水設備、衛生設備、電気設備、照明器具設備（屋外）		◎		◎
空調設備（家屋と構造上一体であるもの）	○			◎
内装（床・壁・天井仕上、店舗造作など）	○			◎
外構工事（門、塀、緑化施設など）		◎		◎

※上記の表は、おもな設備等の例示です。詳細は償却資産担当（TEL：079-221-2273）までお問い合わせください。

4 申告の手続きについて

(1) 提出書類

償却資産の申告に関しては、以下の書類をご提出ください。

- ① 償却資産申告書
- ② 償却資産種類明細書

※上記①・②についてはホームページ上からもダウンロードできますが、郵送でも承りますので下記までご連絡ください。

(2) 申告書等の提出方法

姫路市役所資産税課（市役所本庁舎2階）まで直接ご提出いただくか、郵送でお送り下さい。また、償却資産の申告には、簡単で便利なeLTAX（電子申告）もご利用できますので、ご活用ください。

(3) 申告期限

提出期限は毎年1月31日（法定提出期限）です。期間間近は大変混雑しますので、お早めの申告にご協力ください。

その他、ご不明な点がございましたら下記までお気軽にご連絡ください。

■ 提出・お問い合わせ先 ■

〒670-8501
兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所資産税課 償却資産担当
TEL：079-221-2273